

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例（令和7年10月3日京都市条例第 9 号）

（行財政局税務部税制課）

市民生活と観光の調和及び両立の推進並びに都市格の向上に向けた京都の魅力の維持、向上及び発信に要する費用に係る財源を確保するとともに、これらの費用に係る負担の更なる適正化を図るため、宿泊税の税率を次のとおり改定することとしました。

宿泊料金（1人1泊につき）	税率	
	改 正 前	改 正 後
6,000円未満	200円	200円
6,000円以上20,000円未満		400円
20,000円以上50,000円未満	500円	1,000円
50,000円以上100,000円未満	1,000円	4,000円
100,000円以上		10,000円

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年10月3日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 9 号

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例

京都市宿泊税条例の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「20, 000円」を「6, 000円」に改め、同条第2号中「20, 000円」を「6, 000円」に、「50, 000円」を「20, 000円」に、「500円」を「400円」に改め、同条第3号中「50, 000円」を「20, 000円」に改め、「以上」の右に「50, 000円未満」を加え、同条に次の2号を加える。

- (4) 宿泊料金が50, 000円以上100, 000円未満である場合 4, 000円
- (5) 宿泊料金が100, 000円以上である場合 10, 000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市宿泊税条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用し、施行日前の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を含む。）については、なお従前の例による。

（行財政局税務部税制課）